



みらい経営グループ
あなたの繁栄が私たちの喜びです！

税理士法人みらい経営レポート

〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号

今月の視点

確定申告と3月決算の節税対策 ～ 会社の節税は、とにかくパワフル！？ ～

我が社の、私たちの決算として、3月決算の事前準備、確定申告の時期となりました。経営計画と比較して財産の増減、収益や費用の振り返りをして次年度に備えて新たな経営計画を策定する時期です。

(1) 所得税の確定申告 (主な改正点)

- ・給与所得控除の引下げが一律10万円、年収850万円超は195万円、年収1,000万円超25万円引下げ。
- ・所得金額調整控除、給与収入850万円超で23歳未満の扶養親族等を有する人は別途控除あり。給与等と公的年金等がある人は別途10万円控除あり。
- ・基礎控除が10万円引上げられ、48万円に改定。
- ・配偶者・扶養親族の判定は38万円から48万円に改定だが、給与収入は103万円基準。
- ・ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し。
- ・青色申告特別控除が55万円となる。但し、e-TAX（電子申告）なら65万円です。
- ・令和5年10月1日よりインボイス制度導入のため、インボイス発行事業者の登録スタート。売り手は、取引の相手方（買い手）からの求めに応じてインボイスを交付。所轄税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、発行事業者の登録を令和3年10月1日から行なう。買い手は税額控除のために、インボイスの保存が必要となる。

(2) 黒字企業の税金対策はこうしよう

- ①セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）への加入。年間最高240万円、累計800万円までです。解約手当金が戻ってくる年度は雑収入です。以下は「トンネル型節税」の代表例です。出口対策が大切です。
- ②生命保険の加入は企業が契約者および保険金の受取人とするもので、受取り返戻率による規制があり、要注意です。
- ③所得拡大税制で、これは「未来永劫型節税」です。給与の支給額が一定の要件の下で増

加の場合、一部を法人税から税額控除できます。

- ④中小企業投資促進税制は、取得価額の30%の特別償却、または7%の税額控除が適用されます。前者の特別償却はあとから課税されるのでトンネル型節税です。後者の税額控除は通常払う税金より少ない税金で済むので、未来永劫型節税です。おすすめです。
- ⑤販売促進、広告、研修の実施など、次年度の業績アップのための支出もおすすめです。
- ⑥消耗品の購入は10万円未満を次年度の業績アップのための支出し、使用しましょう。
- ⑦車両など資産の購入は月末までに納車・使用が前提で、償却・諸費用が損金です。
- ⑧売上の計上基準の見直し。合理的な理由に基づいて出荷基準から検収基準へ。
- ⑨事業用の交際費、接待費は800万円までは損金です。少額のケースは会議費です。
- ⑩不要資産（含み損を抱える）の売却。例えば固定資産や有価証券です。
- ⑪不良在庫（季節商品、新商品の発売、破損や型くずれ、品質変化など）の評価損。写真を撮るなど状況証拠とその根拠を明らかに。
- ⑫不良債権。事実上の貸倒れや形式上の貸倒れなど、根拠をハッキリと。
- ⑬未払費用。既にサービスを受けていて未払ならば経費となります。
- ⑭締め後の給与は一定の要件の下で損金です。債務の確定が必要です。
- ⑮社会保険料は当月分を翌月末納付します。未払計上可能です。
「福利厚生費」は会社の節税として有効です。例えば、「借り上げ住宅」の賃借料です。要件を満たす契約が大事です。無税の第2の給与といわれます。
- ⑯決算賞与は、全員に各人別に通知し、決算日から1ヵ月以内に支払うなど注意深い処理が必要です。
- ⑰短期前払費用とは、継続的に提供をうける費用のうち、一定の要件の下、1年以内の支払い分は経費となります。
- ⑱30万円未満の資産を取得した場合、トータルで300万円を上限に損金です。
60万円未満の修理はOKです。中古車も有利な償却ができます。
- ⑲中小企業の従業員の退職金として中小企業退職金共済への加入。中小企業の役員、事業者は小規模企業共済です。ともに国の退職金制度で、掛金はすべて損金又は控除です。
- ⑳協同組合等には事業利用分量配当があります。組合員の共同事業を目的とするもので、その分量に対して分配すべきは、その年度の損金に算入されます。

(3) 赤字企業の税金対策はこうする！

- ①売上計上基準の見直し、検収基準から出荷基準に変えて売上を早めに計上しましょう。
- ②役員給与の減額は、期中は難しいです。しかし、役付変更やコロナ禍などで経営が著しく悪化して「業績悪化改定事由」に該当する場合は減額しましょう。節税だけでなく給与に連動して社会保険料も会社・本人を合わせて約30%下がります。
- ③少額減価償却資産、前記(2)⑩の通りで、逆に資産計上で次年度以降の経費です。
- ④繰越欠損金は10年間有効です(平成30年4月1日以後)。注意点として、期限が切れる前に社長からの借入金の債務免除や含み益のある資産売却などを考えます。(2)⑩とは逆のパターンです。但し、みなし配当には注意が必要です。

(4) 決算直前に慌てないための日頃の経理心得

- ①月次決算をしっかりとやり、科目残高を合わせる。
- ②会計処理、消費税コードなど正確に処理する。
- ③できる会計処理は月次ですべて行なう。未払金計上、減価償却費、賞与や退職金の引当計上。棚卸資産の計上(帳簿でも可、仕掛品の把握)。社会保険料の振替日に注意。
- ④決算末の2・3ヵ月前に決算予測、決算対策を行なう。経常利益の予測・税額です。
- ⑤年間の経営計画を作る(月ごとに目標を実行・評価できるように現場レベルで設定する)。季節変動などに留意です。
- ⑥毎月実績対比をし、経営計画を見直す(実績と計画、昨年対比)。最新情報を繰り返し入れましょう。
- ⑦幹部社員全員参加で月初に会議を行なう。参加により目標を目指す機運が高まります。

私ども「みらい経営」とともに経営計画を策定し、アフター・ウィズコロナに対応しましょう。そして、「より良い会社づくり」にまい進しましょう！

みらい経営グループ
代表 石川 光男

2月の税務と労務

- | | |
|-------------------------|-----------|
| ・ 12月の決算法人の確定申告、消費税など納税 | 期限(3月1日) |
| ・ 6月の決算法人の中間申告、納税 | 期限(3月1日) |
| ・ 6月の決算法人の消費税の中間申告 | 期限(3月1日) |
| ・ 1月分源泉所得税納付 | 期限(2月10日) |

みらい経営グループ(発行元)
税理士・中小企業診断士 社会保険労務士・行政書士 石川 光 男
〒456-0051 名古屋市熱田区四番二丁目14番34号
TEL 052(651)6000 FAX 052(652)0066
ishikawa@ishikawakk.or.jp
<https://www.mirai-kg.com/>